

## 【電子申請用】

# 教育職員免許状の授与(または教育職員検定による授与)申請について

教育職員免許状の授与(または教育職員検定による授与)申請をされる方で、電子申請を利用する場合の手続きは、次の流れで行ってください。

## 1 申請書類等の準備

- (1) 免許状授与の根拠規定別の必要書類
- (2) 返信用封筒(角型2号サイズで、490円分〔授与を受ける免許状が3枚以上の場合は、560円分〕の切手を貼付したもの。)
- (3) 戸籍抄本(提出書類中に現在の氏名または本籍地と異なるものがある場合)
  - ※ 教育職員免許状授与(授与・検定)申請書及び誓約書(第1号様式)は、電子申請システム上で作成・提出となりますので、紙媒体での提出は不要です。

## 2 アカウントの作成、ログイン

- (1) 右記2次元コードを読み取る、または下記URLにアクセスしてください。



### 【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/menkyo-jyuyo>

- (2) 下記①～③いずれかの方法でログインしてください。

- ① Google でログイン
- ② LINE でログイン
- ③ メールアドレスでログイン

※ Graffer アカウントがない(初めて利用する)場合は、「新規アカウント作成」から新規作成してください。

※ 作成したアカウントは次回以降(大分県電子申請システムを利用した別の申請手続きを含む)も使用できるため、アカウント作成に用いたメールアドレス及びパスワードはメモを取るなど忘れないでください。

## 3 ログイン完了後、申請開始ページに移ります。

- (1) 利用規約をお読みいただき、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- (2) 「申請に進む」を押してください。
  - ※ 利用規約の同意が未チェックの場合、(2)は押せません(反応しません)。

## 4 申請フォームに沿って、正しく情報を入力し、必要項目の入力が終わったら送信してください。

- (1) 教育職員免許法に定める欠格条項に該当しないこと及び申請内容に虚偽のないこと  
との誓約について

免許法第5条第1項各号に該当する場合、免許状の授与を受けることができません。下記条項に該当しないことを再確認の上、フォームの入力をお願いします。

【教育職員免許法第5条第1項】

第1号・第2号 (略)

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (2) 手数料について

※ 手数料は、申請時に電子申請システム上で、クレジットカードにより納付していただきます(現在、システム上で対応している支払方法は「クレジットカード」のみです)。

◆授与の場合：3,300円      ◇教育職員検定による授与の場合：5,000円

※ 申請後に、申請の取下げや差戻しがあった場合は、決済キャンセルとなります(返金します)。

- 5 上記1で準備した書類等を郵送または持参してください。

【提出先】〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号  
大分県教育庁教育人事課 採用試験・免許班

※ 必要書類が全て確認できた段階で申請受理となります。

- 6 申請の「完了」通知を確認する

・ 教育委員会での審査が終わると、「完了」したことをメールで通知します。

※ 申請内容に不備があり、申請を受け付けられなかった場合は、「差戻し」をします(この「差戻し」が行われた場合も、その旨がメールで通知されます)。

- 7 免許状を受領

・ 返信用封筒により、免許状を送付しますので、お受け取りください(簡易書留で発送します)。

・ 同封している「受領書」を記入し、提出してください(普通郵便で可)。

◎毎月25日(25日が閉庁日の場合は、その前閉庁日)までに添付書類等が到着したものを当月分として処理します(書類不備がある場合を除く)。この場合、当月末日付での免許状が授与されます。